

ハローワーク堺の取組

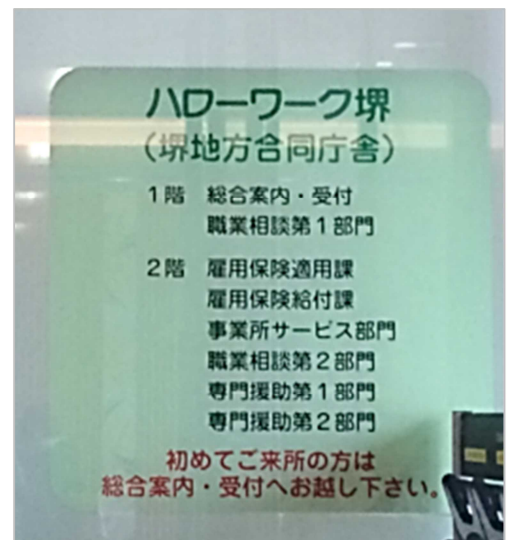
刑務所出所者等就労支援事業を実施するポイント

- ・ 対象者の前歴を事業所が納得して採用する職業紹介を推進
- ・ 一般求人事業所の新規求人開拓を積極的に行い、マッチングと定着を重視した職業紹介を実施
- ・ 保護観察所、保護司と協力し若年層を含む保護観察対象者の早期就労を支援
- ・ 各種の職業講話を通じて社会生活の知識や出所後の諸手続を説明

1 ハローワーク堺による刑務所出所者等就労支援事業の実施内容

ハローワーク堺（管轄区域：大阪府堺市）では、平成18年度から刑務所出所者等就労支援事業（以下「出所者等就労支援事業」という。）として大阪刑務所における受刑者への職業講話等の就労支援を行ってきた。平成27年4月から大阪刑務所に就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）が駐在して受刑者に職業相談・紹介を行うモデル事業を開始した。ナビゲーターは基本的に火曜と金曜の10時から15時に駐在し、受刑者等との面談や刑務所内で実施される各種の職業講話の講師を務めている。

出所者等就労支援事業の支援対象者は、要件¹を満たす入所者が大阪刑務所内の選定を経て決定される。



【ハローワーク堺 堺東駅から徒歩4分】

2 大阪刑務所における職業相談・職業紹介の実施

職業相談・紹介の面談は、対象者1人につき約3回実施している。支援内容については大阪刑務所の就労支援スタッフ²とナビゲーターが個々の対象者について支援の方向性を協議しながら、連携して進めている。

¹ 対象者の要件は釈放等の予定日から概ね3か月以内の受刑者、当該事業への参加を希望している、求人者に対する犯罪等の前歴及び矯正施設に収容されている事実についての情報開示に同意していること等がある。支援対象の候補者が多数の場合は、就労意欲が高いと判断された者を優先とする。

² 刑事施設において就労支援を担当している職員。キャリアコンサルティング等の資格を有している。

(1) 前歴を開示した就職活動の勧奨

支援対象者との初回面談では、対象者の個人票に基づき、刑期や職歴、帰住先の確認などを行う。特に前歴の開示に関する点を重視しており、対象者に入所歴等の前歴を求人事業所に伝えた就職活動を勧奨している。理由としては、事業所が対象者の就労経験や経歴の空白期間等の個々の事情を了承し、納得することで、採用される確率が結果的に高くなるとのことである。ナビゲーターから対象者に対し、情報の開示に関する利点を伝えている。

(2) 能力や適性に応じた職業紹介の実施

対象者は40～60歳代が多く、短期間で離職を繰り返したために職業観が定まらず、自分に合う仕事が見つからない者が多い。一方、入所中に職業訓練を受講し資格を取得した者もあり、ナビゲーターは収容中の経験も参考にしながら「数少ない就労経験で何が最も継続し、やりがいを感じたか」について対象者に確認している。

対象者との初回面談後には、ナビゲーターが大阪刑務所の職員である心理士、社会福祉士等から各対象者の人物特性や性格特性の見解を聞いている。これら専門職の所見を踏まえて対象者の稼働能力を検討し、各対象者の能力や適性、経験や意欲を生かした就労の場を選定している。

ナビゲーターから事業所に対し、対象者本人の同意を得た上で、対象者の参考資料として履歴書及び本人が記入した自己分析シートを提供することがある。自己分析シートは、対象者が改悛の情や今後の人生、仕事に対する思いを記述したものである。

また、事業所による選考は担当者が大阪刑務所に来所して面接を実施するが、必要と思われる時にはナビゲーターが事前に模擬面接を行う。面接の際の基本的な挨拶や所作、入所中の生活で早口（呼称番号と氏名を名乗る際など）に慣れた対象者に適切な話し方などを伝えている。

(3) 出所後の諸手続きの案内

入所中に採用の内定を受けた場合は、ナビゲーターが作成した「施設生活終了後の流れ」を出所前に渡している。これは出所後の住居に関する転出・転入届などの手続きや事業所への連絡事項など、出所後の生活を始

【施設生活終了後の流れ 内容例】

- ◆ ○月1日出所
 - * A市の実家へ帰り、ご親族などへの挨拶
⇒ B建設 C社長へ出所の旨のご連絡
- ◆ ○月2日
 - 1 D区役所で「転出届」の手続き
 - 2 D区役所で処理が終了後、A市役所で「転入届」の手続き
住民登録の完了
 - 3 登録の際に住民票を3通取得する
(自動車免許更新用、車両系建設機械用、賃貸住宅契約用)
- ◆ ○月3日
 - 1 免許更新のためE試験場で自動車免許更新の手続き
(住民票、写真、更新手数料、…のため7000～8000円程必要)
 - 2 免許更新が終了して時間的な余裕があれば資格免許再交付の手続き
- ◆ ○月3日～4日
 - * B建設 C社長へ住所変更、免許更新の手続き終了の連絡

[ハローワーク堺の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

めるに当たっての必要事項を書き出したものである。内定した職種に求められる資格・免許の交付更新や諸手続のおおよその費用や日数など、就労・生活上の細かな留意点まで記載している。さらにナビゲーターから各対象者に励ましのメッセージを添えている。

過去、出所者の中には、採用が決まっていたが諸手続のために他の地域に行ったまま就労先の事業所に戻らず、所在不明となった者が複数名いた。この出来事を受けて、出所後に必要とされる生活に必要な手続をわかりやすく伝えることで、出所後の不安を少しでも軽減することを目指している。取組を通じて、対象者からも必要な手続がわかりやすく、採用先への連絡が取りやすいという感想があり、出所直後から所在不明となる事態が減少している。

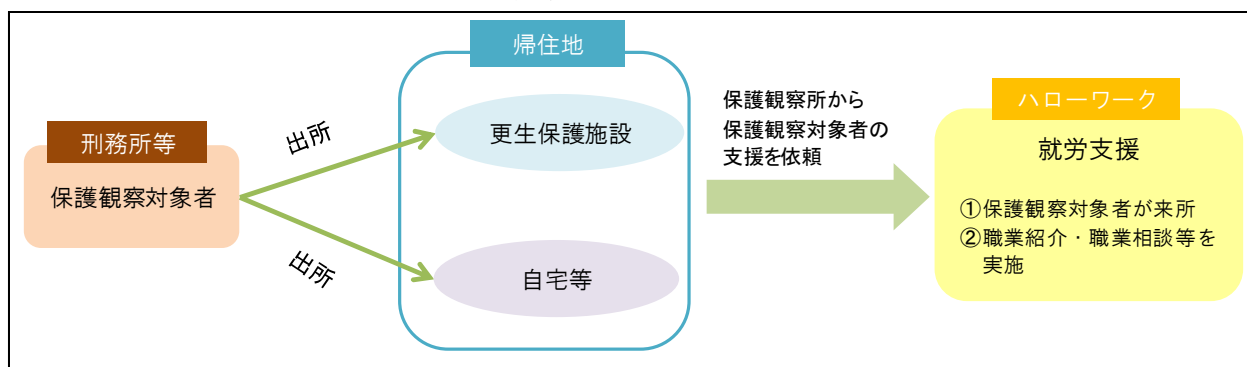
また、就職が決まった対象者の中には出所直後の所持金が少ないために、事業所まで行けない者も多いことから、事業所に対し、可能な限り出所時に刑務所まで迎えに来てもらうよう依頼している。

3 ハローワーク場における保護観察対象者等への支援

刑務所等の矯正施設³に収容中、仮釈放⁴等となった保護観察対象者の支援は、ハローワークが保護観察所からの依頼を受けた後に対象者がハローワークに来所する流れとなっている（図3-1）。

保護観察対象者の支援はナビゲーターが保護観察官⁵、保護司⁶の協力を得て行う。具体的には、ナビゲーターが保護観察対象者の担当である保護観察官または保護司から対象者に関する情報を受け取った上で対象者と面談する。対象者の面談には、担当の保護観察官または保護司が同席することがある。

【図3-1 保護観察対象者等への支援の流れ】



[アフターサービス推進室作成]

³ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

⁴ 刑期満了前に釈放され、出所すること。身元引受人、居住地があることが考慮される。

⁵ 更生保護の専門的知識等に基づき、犯罪や非行をした人に対して社会復帰のために指導・監督を行う国家公務員。

⁶ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。

(1) 保護観察所との連携

ハローワーク堺が所在する堺地方合同庁舎には大阪保護観察所堺支部が入居しており、同じ建物内である利点を生かして業務を進めている。一例では、仮釈放された対象者に迅速に就労を確保する必要が生じた場合、大阪保護観察所堺支部と協力し、当日中に職業紹介を行うことがある。

保護観察対象者となった時点で所持金がわずか、または所持金がない者は再犯の可能性が高いことから、早期に就労先を見つける必要がある。ナビゲーターによると保護観察対象者が仮釈放された直後からスピード感を持って就労支援を行うと、就業後の定着率が高い印象があるという。

(2) 若年層の保護観察対象者への就労支援

近年の傾向として、若年層の保護観察対象者の間ではハローワークの認知度が十分でなく、就職活動でハローワークを利用する者が少ないという。従って、知り合いである安心感から友人や先輩など交友関係のつながりで勤務先を紹介されることが多いが、中には雇用環境が未整備の事業所が少なくない。結果として働き方に無理が生じてしまい、就業が継続しないことも多い。ハローワーク堺は、社会保険関係の整備や勤務時間の遵守など、保護観察対象者が定着して就労できる事業所である点を重視して職業紹介を行っている。



[堺地方合同庁舎]

(3) 保護司との連携

ハローワーク堺のナビゲーターは、堺市北区の保護司で構成される「堺北区保護司自主研修会」に参加し、ハローワークにおける出所者等の就労支援に関する役割の説明や、保護司と意見交換をしている。

ナビゲーターによると保護司から対象者の支援に関する実情や社会的自立に経るまでの辛さ、喜びの声などを聞き、交流を図ることが実際の支援の際に大変参考になり、協力関係の形成に結びついているとのことである。

(4) 職場適応・定着支援の取組

出所者等就労支援事業では、就職した保護観察対象者への支援メニューとして職場適応・定着支援⁷等を実施している。ハローワーク堺では、対象者の出所

⁷ 就職した対象者のうち、長期間就労経験がない者、就労経験が乏しい者等、職場への適応・定着が困難な者に対し、対象者または雇用者に電話等により定期的な連絡を行う。

後1～3日以内に事業所へ連絡し、出社を確認することに加え、1か月、3か月、6か月ごとに事業所へ在職の確認を実施している。

また、対象者が早期に職場へ適応できるよう採用先の担当者とナビゲーターが協力して教育プログラムを作成することもある。

4 職業講話の実施

出所者等就労支援事業では、職業意識や就労意欲の喚起を主な目的として受刑者等に職業講話を実施することとしている。ハローワーク堺では数種類の職業講話を担当または実施している。

【表4-1 ハローワーク堺が担当する職業講話】

講座名	対象者
特別改善指導	就労支援指導対象者
社会人講座	就労支援指導のうち希望者
釈放前講話	釈放予定者

[ハローワーク堺の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

(1) 特別改善指導における職業講話

刑務所では受刑者の個別の事情に応じて特別改善指導⁸を実施しており、指導内容ごとにカリキュラムが作成されている。特別改善指導のひとつ「就労支援指導」は職業訓練を受け釈放後の就労を予定している者等⁹を対象とし標準実施期間を5日間としている。ハローワーク堺のナビゲーターは大阪刑務所で実施するカリキュラム1回分を担当している。

講話では、就労に必要な基礎的知識の習得や職場に適応するための心構えなどを伝えている。現在の雇用情勢やハローワークの利用方法などの座学のほか、出所後に他者とのコミュニケーションに不安を持つ入所者が多いことを受け、他己紹介や挨拶の実践などを採り入れており、「踏み込んだ会話が苦手であれば、挨拶をするだけでも基本的なコミュニケーションが図れるので職場への不安が軽減する」ことを伝えている。参加者は1回に10～12人となっている。

(2) 社会人講座

社会人講座は、(1)の受講者のうち希望者を対象に月1回、実施している。就職準備をテーマに、自己分析を踏まえた職業選択や面接など就職活動の知識、敬語の使い方や席次に関する説明など、主にビジネスマナーを解説する内容となっている。

⁸ 法務省が主体となり、薬物依存や暴力団員など個別の事情によって改善更生と社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、特に配慮して行う改善指導。事情に対応した個別のプログラムを受講する。

⁹ 釈放の見込日から概ね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、ハローワークによる就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が当該指導の必要を認めた者。

5W1Hの実践として「建築現場作業の集合場所、時間を伝える」メモ取りの方法や上座と下座を踏まえた席次の知識などは、社会生活における基本的なマナーとして、受講者を含め刑務所のスタッフからも出所後の参考になると好評であるという。

(3) 釈放前講話

釈放前の受刑者には、刑務所が実施する釈放前指導として釈放後の社会生活で必要となる知識の講話と指導が行われる。原則2週間に1回(月2回)、社会復帰の心構えや社会保障の手続きについて説明し、必要に応じて刑務所職員が同行する社会見学なども実施される。

ナビゲーターは釈放前指導の一部を担当し、最近の雇用情勢における業種別賃金の平均値に関する説明やハローワークの利用方法とともに、新しい人生の一助にハローワークを役立ててほしいことを伝えている。

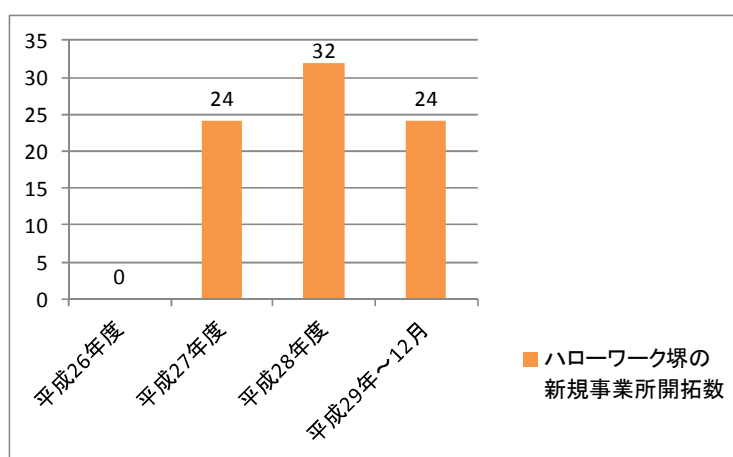
5 求人開拓の取組

(1) 新規求人の開拓

対象者が前歴の開示を希望した場合の職業紹介では、まず、一般求人を出している事業所に対し、出所者等の雇用を働きかけている。出所者等の雇用の経験がない事業所に「出所者等就労支援事業」の趣旨について説明し、事業の協力に了承を得られた場合には、対象者の選考を依頼する。この取組は内々定の段階まで選考を進め、対象者と事業所の面接で最終的に採用を判断する流れであるが、これまでに面接で不採用となったことはわずかである。

このように求人を出してもらう事業所を新規開拓する背景には、「出所者等の雇用に関して協力雇用主¹⁰への依頼が集中し、同一事業主への負担が増加している¹¹」、「協力雇用主は建設業が大半のため個々の対象者が希望する職種に対応できていない」等の現状がある。ハローワーク堺は、出所者等の雇用に協力を得た一般求人の事業所に協力雇用主の登録を依頼しており、

【刑務所出所者等の求人に関する新規事業所開拓数】



[ハローワーク堺の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

¹⁰ 犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない対象者の事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

¹¹ 建築関係等の業種や特定の事業所への就労が多く、偏りが生じている。

今後、協力雇用主の絶対数の不足が懸念される中、可能な限り事業所に出所者等の雇用を働きかけていくことで、「出所者等就労支援事業」の雇用先の拡大を目指している。

(2) 刑務所出所者等専用求人による就労

刑務所出所者等専用求人は、刑務所出所者や少年院出院者などを対象にした求人である。一般の求職者には非公開であり、雇用を希望する特定の矯正施設を指定することが可能という特徴がある。専用求人を出す事業所の多くが協力雇用主でもあることから、全国的には出所者等に対し、概ね専用求人から職業紹介を行う傾向となっている。

ハローワーク堺では、対象者が希望する求人条件と合致する一般求人とのマッチングを重視し優先的に職業紹介していることから、刑務所出所者等専用求人の就職件数が10%前半で推移している理由と考えられる。

【表5-1 刑務所出所者等専用求人数と就職件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年9月まで
刑務所出所者等専用求人数	115	234	190
就職件数	16	30	27
就職の割合	13.9%	12.8%	14.2%

[ハローワーク堺の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

6 支援対象者の就職状況

出所者等就労支援事業の実施状況については、表6-1のとおりである。ナビゲーターの駐在を開始した平成27年度以降、支援対象者が就職する割合が顕著に高まっている。

就労先の主な職種は作業員（建設、土木、道路等）、ドライバー（運送、配送、タクシー等）、調理補助などである。工場内作業のピッキングやパン製造の採用、溶接や板金または電気工事など刑務所内で実施している職業訓練を受講して採用された例がある。また、いずれも複数回の入所歴がある30代の対象者が飲食

【表6-1 ハローワーク堺における刑務所出所者等就労支援事業の就職件数】

就職件数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年9月まで
支援対象者数	64	80	119	54
就職件数合計 ()は自己就職数	14(4)	34(2)	59(7)	48(6)
就職の割合	21.9%	42.5%	49.6%	88.9%
受刑者等の就職件数	10(1)	16	22	29
保護観察対象者等の就職件数	4(3)	18(2)	37(7)	19(6)

※ 支援対象者数は刑務所、保護観察所等から支援依頼のあった対象者数

※ 自己就職は履歴書の作成までハローワークが関わり、対象者が自分で事業所に応募し、就職したもの

※ 受刑者等は刑務所に入所中の受刑者、保護観察対象者等は仮釈放となり、出所した対象者のこと

[ハローワーク堺の資料に基づきアフターサービス推進室作成]

業に採用された例、40代の対象者が介護職として採用された例などがある。

全体的な傾向として、対象者の平均年齢が43歳、入所回数の平均は4回となっている¹²。

7 B社における出所者等の雇用事例

B社は運送業を主な事業とする従業員数約250人の大阪府内にある株式会社である。協力雇用主として登録しており、平成29年10月時点で10代から60代の出所者等25人が勤務を継続している。勤務を継続中の対象者は最長で19年の者がおり、さらに9年、8年、6年と比較的長期にわたった就業者もいる。

(1) 刑務所出所者等の雇用に関する紹介元

出所者等の雇用については、ハローワークに加え、以前から協力関係にある大阪刑務所や神戸刑務所等の矯正施設、保護司、地元の弁護士会、府内の児童自立支援施設等からも相談が寄せられる。B社は寮を所有しており、帰住先のない満期釈放者の雇用の依頼が多い。

(2) 採用後の勤務について

B社では、基本的に対象者の個人情報について社内に知らせず、他の従業員と同じ扱いとしている。対象者は採用後の約3か月間を現場の管理者とともに構内作業に従事し、作業を通じて社内の事業内容や雰囲気を知ってもらう。

一方、B社としては3か月間の作業を通して、対象者の適性や作業態度、生活習慣が身についているかなどを確認しながら、対象者の配置先などを決めている。

(3) 再犯の防止を目的とした活動

B社ではこれまでに雇用した対象者が《薬物事犯で入所歴のある者が大型連休中に行き場がなく再犯した》、《窃盗事犯で入所歴のある者が離婚によるストレスから再犯した》などのケースがあった。これらのケースを通じてB社は、家族や親しい者がいない対象者は休日に1人で過ごすことが重なり寂しさから、また、ストレスが高じると再犯の恐れが出てしまう現状を理解したとのことである。

B社ではこのような状況を防ぐため、雇用した出所者を対象として毎月1～2回、B社の代表者が個別に面談を実施している。1人につき30分から1時間かけて業務や日常生活の様子、更生の思いなどを聞いており、日常生活の様子では特に休日の過ごし方や近親者との関係に配慮している。

¹² ハローワーク堺の提供資料(平成27年度～平成29年度中途)に基づく。

さらに、人とのつながりの中での居場所づくりを目的として、レクリエーション、ボクシング等のスポーツ、ボランティアの活動に力を入れている。ボクシングは同社が所有する敷地で毎週木曜日の20時から実施している。参加者の中には、トレーニングを重ねるうちに試合に参加する、あるいは食事に気を遣うなどの変化が見られ、日常生活が生き生きとしてくるようになるという。B社の代表者によるとスポーツを通じてエネルギーやストレスを発散し、打ち込めるものがあると薬物に依存する状態とかけ離れた状態になることができるとのことである。



【B社の倉庫】

また、レクリエーションやボランティア活動では、バーベキューや地域の清掃活動を行い、社員同士や地域内のコミュニケーションを図っている。対象者が様々な年齢や属性で形成されたコミュニティの中で活動することを通じて、社会や人のためになるようなことを学んで欲しいとの願いに基づいている。

（４）薬物事犯者の雇用

B社でこれまで雇用してきた出所者等のうち、半数が薬物事犯の出所者だった。薬物は、例えば10年間触れていなくても再び手を染めてしまうほど依存性が強く、雇用側は採用後5年が経過していても気を許せないとのことである。薬物を断ち切るための雇用側の対処として、いずれも定期面談で事前に本人に承諾を得た上で、給与等の金銭管理、勤務態度の確認などを行っている。

また、薬物事犯の出所者をドライバーとして雇用した場合、運転する車輛を追走しながら、走行方法(蛇行の有無、速度と車間距離の適正)や納品時の対応、顧客とのコミュニケーション等を確認し、再び薬物に手を染めていないか、再犯の恐れがないかを確認している。

（５）雇用全般に対するB社の方針と取組

B社はこれまで約600人の出所者等を雇用してきた。B社は対象者に「B社への就労をひとつの出会いとして感じ、B社を支えるのひとつ、または仲間であるとの気持ちを持っていて欲しい」、「嘘をつかない、誤魔化さないことが大切」との＜事業所の本気の思い＞を伝えている。これらB社の方針を率直に話し、約束をする対象者は、これまで必ず採用してきた。

B社は、出所者等を採用してきた経験から、出所してすぐの関わりや信頼関係が大切であると感じている。出所者等は個々の事情によるが、生育環境の過酷さや、本意でない思いから罪を犯した者も少なくない。出所者等を雇用する立場として、犯罪のきっかけは誰もが持ち、犯行に及ぶか否かの違いであり、「同じような境遇だったらどうだろうか」ということを常に考えている。

また、出所者等の雇用に関して刑務所等への講演や就職面接会などB社の思いを知ってもらう取組を積極的に行っている。これまでに大阪刑務所で収容中にB社の講演を聴き、出所後に直接B社を訪ね、採用された出所者が就業3年目を迎えている（平成29年12月時点）。また、毎月1回退職した希望者の相談に応じる取組も行っており、関係づくりを継続して深めている。



[B社倉庫での作業]

（6）雇用した刑務所出所者等の事例

ア. Cさん（男性、50歳代）

〔採用の経緯〕

ハローワークと大阪府就労支援事業者機構¹³からの紹介を通じてCさんを採用。加古川刑務所で面接した際に犯罪の内容（万引き窃盗）と動機を聞き、やり直せると判断し採用した。

〔採用後の業務〕

採用から3か月後にドライバーとしての研修を開始し、その後、研修期間を要したが、現在は中型車輛のドライバーとして活躍している。

〔生活面等の状況〕

出所後の住居がなかったため、仮住まいとしてB社の寮に入居し2か月間の就労後、給料とトライアル雇用¹⁴の助成金の各一部を充当し賃貸住宅に転居した。

イ. Dさん（女性、20歳代）

〔採用の経緯〕

ナビゲーターからの紹介を通じて薬物事犯で収容されていたDさんの面接依頼があった。両親が薬物事犯者で、Dさん自身も学齢期から薬物を使用するな

¹³ 「特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構」は刑務所出所者等の雇用理解を持ち、雇用への協力や出所者等の求職情報の把握等を行う。

¹⁴ 刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円を事業主に支給する制度。

どの環境を考慮し、薬物から抜け出して就労したいという思いがあったことから、採用した。

〔採用後の業務〕

採用時は構内作業を担当し、事務所の内勤等を経て、現在はB社に関連する事業所の清掃業務に従事している。

〔生活面等の状況〕

採用当初はB社代表者の家族から理解を得て、代表者の自宅で半年間同居した後、賃貸住宅に転居した。採用後も幾度か再犯の恐れがありながら、その度にB社代表者との面談や周囲の支えを得て、薬物から分離するために通院やボクシングを続けながら就業している。

(7) 刑務所出所者等の雇用についての感想

対象者は罪状に関係なく、個々の人間性や考え方に基づいて勤務ができる。結果として会社の戦力になっているが、初めからそれを求めてはいけない。採用当初は、特に多く接点を持ちコミュニケーションを図るように心がけ、本人が抱いているだろう不安を取り除くことが大切だと感じている。そのようにして信頼関係を構築することができれば、持っている能力を発揮してもらえる。

社内の活動やBBS会¹⁵の活動を通じて、対象者自身が社会で身近な支えがあると感じることで再犯の抑制につながるのではないか。

8 調査先から寄せられた意見と展望

(1) 出所後の対象者を支援するハローワーク間の連携

出所者等就労支援事業の進め方における各ハローワークの連携に関する意見があった。同事業は、対象者が釈放等¹⁶後にハローワークにおける支援を希望する場合は、刑務所等矯正施設で受けていた就労支援の状況について、帰住先及び就職活動を行う管轄ハローワークに情報提供することとしている。しかし、各ハローワークにおける同事業への取組状況は実績に応じて異なることから、帰住先及び就職活動地における一部のハローワークにおいて十分な支援を受けられていない現状があるという。

¹⁵ 非行少年等に対して兄や姉のような立場(Big Brothers and Sisters Movement)から接し、自立や立ち直りを支援する活動を行う民間の協力者。具体的にはBBS会員が保護観察所等からの依頼を受け、対象者を個別又は複数で支援に当たる。集団でスポーツやレクリエーション活動を行うグループワーク等を実施しており、B社の代表者はボクシングや空手、研修合宿などを実施している。

¹⁶ 少年院等からの出院も含まれる。

今後、出所者等就労支援事業を推進するに当たり各ハローワークにおいて「定着ができる事業所への就労」という目的を共通認識として持ち、同事業の取組に関するノウハウを共有し担当者間の連携を強化していく必要がある。

(2) 対象者の住居の支援

事業所からは、満期釈放者の住居に関する支援について意見が寄せられた。満期釈放者の多くは出所後の居住先が未定の状態で出所するため、就労先が寮などを保有していれば入居できるが、本報告書の事例では住居に要する費用をほぼ事業所が負担している。現状では助成金の一部を充当などして賄っているが、十分ではない。出所者を雇用するに当たって、住居を確保するための支援が必要であるとの意見があった。